

令和6年12月10日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	履行場所	履行期間
電-001、 営-I-001、 装-電-001、 装-X-001	防衛省市ヶ谷庁舎で使用する電気	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：令和7年4月1日 至：令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）
3. 入札日時 令和7年1月15日（水）11：00
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、かつ、令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者であること。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。
 - (7) 省CO2化の要素を考慮する観点から、仕様書に記載する基準を満たすことを証明する書類を期日までに提出し、承認を受けたものであること。（仕様書別紙第3参照）。
 - (8) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和7年1月14日（火）12：00までに、下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

- ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者
- イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：１ 特許には、海外で取得したものを含む。

２ 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ ＳＢＩＲ制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号）第２条第９項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第３に掲げるものをいう。）が同法第３４条の６第１項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（Ｊ－Ｓｔａｒｔｕｐ又はＪ－Ｓｔａｒｔｕｐ地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

６．入札方法 入札金額は、入札者において設定する契約電力に対する単価（月額）及び使用電力量に対する単価を記載すること（小数点以下を含むことができる）。

落札の決定は当省が提示する契約電力及び予定使用電力量を入札単価に従って計算した総価で行うので、当該総価を上記の単価と併せて記載すること。なお、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

７．入札保証金及び契約保証金 免 除

８．入札の無効 ５の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

９．契約書作成の要否 要

１０．適用する契約条項 電気需給契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項

１１．そ の 他

- （１）細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- （２）入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- （３）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- （４）契約締結日までに令和７年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。
- （５）この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和６年１２月２５日（水）１２：００までに提出しなければならない。
- （６）本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和７年１月１０日（金）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- （７）落札者が、１０に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第２条第１項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- （８）入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町５－１（庁舎Ａ棟１０階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 ９：３０～１８：１５（１２：００～１３：００までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高原 電話 03-3268-3111 内線 20814

仕 様 書

1 件 名

防衛省市ヶ谷庁舎で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 防衛省市ヶ谷庁舎
東京都新宿区市谷本村町 5 - 1
- (2) 業種及び用途 官公署（庁舎）

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数及び供給方式

- ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6 0, 0 0 0 V
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6 0, 0 0 0 V
- エ 標準周波数 5 0 H z
- オ 供給方式 ループ受電方式
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 無

- (2) 契約電力及び予定電力使用量

- ア 契約電力 : 1 5, 0 0 0 k W
(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいう)
- イ 予定電力使用量 : 8 1, 2 3 6, 7 8 0 k W h
(月別の予定使用電力量は別紙第 1 とする。)

- (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率 6 0 % 以上とすること。

(参照：別紙第 4 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要)

- (4) 契約期間

自令和 7 年 4 月 1 日 0 0 : 0 0 ～ 至令和 8 年 3 月 3 1 日 2 4 : 0 0

- (5) 電力量の検針

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
- ウ 計量器の構成
富士電機株式会社 電力需給用複合計器（通信機能付精密級）
型式 F H 3 E 5 - K 1 9 交流 3 相 3 線式 1 1 0 V 5 A 5 0 H z
計器定数 1, 0 0 0 パルス／キロワット秒
1, 0 0 0 パルス／キロバール秒
パルス定数 5 0, 0 0 0 パルス／キロワット時（パルス信号 S V）

* 計量器の仕様は参考仕様

(6) 需給地点

需要場所における防衛省の設置した縮小形受電設備の終端接続部接続端子と東京電力株式会社の設置した終端接続部接続端子との接続点

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(8) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

4 対価の支払い方法

- (1) 毎月始めに、電気使用量等を別紙第2の様式に沿った書類により官側に提供する。(必ずしも別紙第2を使用する必要はない)
- (2) 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、契約最終請求日までに官側に提出する。(別紙第4 付紙第1 特定電源割当証明書様式例)

5 提出書類

契約における条件、資格等を証明し得る適合証明書その他書面及び特定電源割当計画書を提出する。
(別紙第3 付紙 適合証明書 及び 別紙第4 付紙第2 特定電源割当計画書様式例)

6 情報漏えい防止

業務期間中、知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

7 緊急時の対応

停電の連絡を受けたとき、または、地震等災害発生時は、可能な限り一般送配電事業者と協力し必要な処置を講じる。また、緊急時の連絡体制表を作成し提出する。

8 その他

- (1) 力率は、使用期間中100%を保持する。
- (2) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- (3) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料調整及び電気事業法による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、東京電力管内の一般送配電事業者が定める標準供給条件（基本契約要綱）による。
- (4) 入札価格の算定については、燃料調整及び電気事業法による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (5) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、別紙第3に掲げる条件を満たす。
- (6) 庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、官側の指示に従い、直ちに庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うと共に、諸規定に従うものとし、業務に関係のない施設には立ち入らない。
- (7) 不測の事態が生じるおそれがある場合は、直ちに支出負担行為担当官等と協議するものとする。
- (8) 電気の供給に先立ち、電気需給約款を官側に提出する。
- (9) 本仕様書に疑義が生じた場合、速やかに支出負担行為担当官等と協議するものとする。

月別予定使用電力量

月	契約電力(KW)	使用電力量(KWh)	備 考
令和7年4月	15,000	6,182,408	
5月		6,364,649	
6月		6,808,904	
7月		7,782,211	
8月		8,019,510	
9月		7,002,082	
10月		6,768,901	
11月		6,143,065	
12月		6,566,986	
令和8年1月		6,656,400	
2月		6,214,549	
3月		6,727,115	
計		81,236,780	

直近使用電力量(令和5年11月～令和6年10月) ※参考

月	契約電力(KW)	最大電力量(KW)	使用電力量(KWh)
令和5年11月	15,250	11,700	6,007,020
12月		11,280	6,192,780
令和6年1月		11,200	6,228,420
2月		11,460	6,018,120
3月		11,220	6,282,720
4月	14,700	11,100	6,033,420
5月		12,300	6,439,680
6月		13,440	6,749,940
7月		14,580	7,837,920
8月		13,920	7,696,080
9月		13,800	7,253,760
10月		13,020	6,892,080
計			79,631,940

電気使用量について（ 年 月分）

契約電力量	kw
-------	----

使用期間	月 日 ～ 月 日
------	-----------------------

計器	前日	最大	有効	無効
当月(外)指示数				
前月(付)指示数				
差引				
乗率	× 8,000	× 8,000	× 8,000	× 8,000
修正率				
使用量	kwh	kw	kwh	kwh

燃料費調整単価	円
---------	---

月間力率	%
------	---

注：「乗率」は設置されている電力量計により値が異なるため、確認の上、適宜
記入すること

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和 4 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和 4 年度の未利用エネルギー活用状況、③令和 4 年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の 4 項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が 70 点以上であること。

要 素	区分	配点
①令和 4 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位 kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上 0.375 未満	7 0
	0.375 以上 0.400 未満	6 5
	0.400 以上 0.425 未満	6 0
	0.425 以上 0.450 未満	5 5
	0.450 以上 0.475 未満	5 0
	0.475 以上 0.500 未満	4 5
	0.500 以上 0.525 未満	4 0
	0.525 以上 0.550 未満	3 5
	0.550 以上 0.575 未満	3 0
	0.575 以上 0.600 未満	2 5
	0.600 以上 0.690 未満	2 0
	0.690 以上	0
②令和 4 年度の未利用エネルギー活用状況	0.675% 以上	1 0
	0% 超 0.675% 未満	5
	活用していない	0
③令和 4 年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50% 以上	2 0
	5.00% 以上 7.50% 未満	1 5
	2.50% 以上 5.00% 未満	1 0
	0% 超 2.50% 未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する 情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から 1 年間に限って開示予定時期（事業開始日から 1 年以内に限る）を明示することに

より、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

- ・ 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表) 別紙第3の「各用語の定義」

用 語	定 義
①令和4年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	「令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和4年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。なお、公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。
②令和4年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和4年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和4年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値 (算定方式) $\text{令和4年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和4年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ 1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。 ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能

	エネルギーに該当するものを除く。) ③高炉ガス又は副生ガス 3. 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4. 令和4年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和4年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\text{令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ①令和4年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh)) ②令和4年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥令和4年度の供給電力量(需要端(kwh)) 1. 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2. 令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④)

	＋⑤) には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3. 令和4年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化) ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

適 合 証 明 書

令和 6 年〇月〇日

支出負担行為担当官
防衛省 大臣官房 会計課
会計管理官 平下 一三 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇
商号又は名称 〇〇株式会社
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 4 年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点 数
①	令和 4 年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係 数（単位：kg-CO2/kWh）		
②	令和 4 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 4 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情 報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 1 の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に
示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施しているこ

と。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注2）2の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第3により算出した値を記載すること。

注3）1の開示方法（又は参入日及び開示予定時期）を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4）1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

- 1 バイオマス（バイオガスを含む）
- 2 地熱
- 3 太陽光
- 4 水力
- 5 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※ <https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

特定電源割当証明書様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

〇〇〇〇
〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年〇半期に以下の通り〇〇〇〇に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報
お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生エ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再生エ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再生エ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計（kWh）			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計（kWh）					

総計（kWh）

